

議第180号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第30条の2第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「複合型居住施設省令」という。）第3条第2項本文に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、複合型居住施設用自動火災報知設備（複合型居住施設省令第2条第2号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

580,000	530,000
900,000	820,000
1,090,000	990,000
1,210,000	1,100,000
1,540,000	1,400,000
1,800,000	1,640,000
4,230,000	3,850,000
5,590,000	5,090,000

別表第4(3)の項中	6,910,000	を	6,290,000	に改
	1,230,000		1,120,000	
	1,460,000		1,330,000	
	1,630,000		1,480,000	
	2,010,000		1,830,000	
	2,330,000		2,120,000	
	4,760,000		4,330,000	
	6,120,000		5,570,000	
	7,440,000		6,770,000	
	め、同表(15)の項中		450,000	
590,000		540,000		
770,000		700,000		
1,010,000		920,000		
1,140,000		1,040,000		
1,760,000		1,600,000		
2,000,000		1,820,000		
2,230,000		2,030,000		
540,000		490,000		
690,000		630,000		
1,040,000		950,000		
1,440,000		1,310,000		
1,810,000		1,650,000		

		3,490,000		3,180,000
		4,280,000		3,890,000
		4,890,000		4,450,000
		」		
		340,000		310,000
		450,000		410,000
		790,000		720,000
		1,010,000		920,000
		1,270,000		1,160,000
		3,110,000		2,830,000
		3,810,000		3,470,000
		4,400,000		4,000,000
		」		
同表(17)の項中	を			に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を整備する等の必要があるので提案する。